

衆議院農林水産委員会ニュース

【第203回国会】令和2年11月12日（木）、第3回の委員会が開かれました。

1 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第37号）

- ・野上農林水産大臣、葉梨農林水産副大臣、池田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）武部新君（自民）、細田健一君（自民）、濱村進君（公明）、篠原孝君（立民）、宮川伸君（立民）、亀井亜紀子君（立民）、田村貴昭君（共産）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）有限会社横田農場代表取締役 横田修一君

日本の種子を守る会アドバイザー

NPO法人民間稲作研究所アドバイザー 印鑰智哉君

（質疑者）野中厚君（自民）、稲津久君（公明）、亀井亜紀子君（立民）、田村貴昭君（共産）、藤田文武君（維新）、玉木雄一郎君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

（政府に対する質疑）

武部新君（自民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 法改正の狙い及び誰のための法改正かについての農林水産大臣の見解
- イ 法改正による登録品種の海外持出しの抑止効果
- ウ 侵害事実の立証のための特性表活用による育成者権の実効性確保への効果
- エ 登録品種の自家増殖を許諾制にする趣旨及び自家増殖が一律禁止にはならないことについて丁寧に説明する必要性
- オ 自家増殖の許諾料設定についての考え方
- カ 海外における品種登録の推進に対する政府の所見
- キ 稲、麦類及び大豆の種子供給に係る都道府県の位置付けを明確化する必要性

細田健一君（自民）

（1）種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 法改正後、一般品種が新たな規制対象にはならないことの確認
- イ 法改正後、自家増殖を行わない登録品種の利用において新たな手続的な負担や許諾料の発生はないことの確認
- ウ 登録品種の自家増殖の事例
- エ 許諾手続が必要となる農家に対する配慮措置
- オ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による開発品種の許諾料等が農家負担にならないよう国が指導する必要性
- カ 農業分野における知的財産保護の強化に対する農林水産大臣の決意

（2）経営継続補助金に関して機器の納期が間に合わない場合の補助対象期間の延長に係る柔軟な対応及び第2回公募の採択時期等を明確に示す必要性

濱村進君（公明）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 法改正による農家への影響に対する農林水産大臣の所見
- イ UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）加盟国に対し登録品種の流出防止ができない現状についての確認及び法改正により期待される登録品種の流出防止効果
- ウ 登録品種の自家増殖に係る許諾の際に発生する費用及び手続に対する懸念払しょくの考え方
- エ 許諾が必要となる自家増殖の概念の明確化及び法改正後の許諾をめぐる変更点
- オ 侵害立証に特性表を活用することの効果
- カ 栽培地域を指定した登録品種に係る育成者権の特例により、支援しようとする取組内容

篠原孝君（立民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 一件の海外流出事例をもって全ての自家増殖を禁止することへの疑義
- イ 将来的に登録品種の割合が増加することにより農業経営への圧迫が懸念されることについての所見
- ウ 自家増殖の禁止以外による海外流出防止策に関する検討の有無
- エ 我が国の新品種開発が民間偏重に向かおうとしていることへの懸念
- オ 小農の権利宣言等を踏まえた上での種苗法における農業者の位置付けの妥当性
- カ 中山間地域において採種ほ場の産地化を図る必要性

宮川伸君（立民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 自家増殖を制限する理由
- イ 登録品種の海外流出件数及び自家増殖による海外流出件数
- ウ シェインマスカットの海外流出経路
- エ 章姫の海外流出が自家増殖によるものか否かの確認
- オ 自家増殖した種苗の持出しが現行法においても違法であることの確認及び罰則内容
- カ 現行法で種苗の持出しに係る罰則があるにもかかわらず自家増殖を制限する理由
- キ 自家増殖した種苗の譲渡の違法性についての農業者への説明状況
- ク 自家増殖した種苗の譲渡の違法性について農業者に丁寧に説明すれば自家増殖を制限する必要はないとする意見に対する所見
- ケ 自家増殖の制限ではなく育成者権者又は種苗会社に譲渡先の情報の報告を義務付けることについての所見
- コ 一律に自家増殖を制限している海外の事例
- サ 自家増殖に経営規模による例外規定を設けない理由
- シ 農業者の自家増殖を制限することにより想定されるリスク
- ス 種苗事業に民間参入が進むことによる農業経営への影響
- セ 我が国で有機農業に取り組む農業者数及びその割合
- ソ イタリア、ドイツ及びイギリスにおける有機農業の取組面積の割合
- タ 法律案が有機農業の取組を阻害する概念
- チ NPO法人日本有機農業研究会及びNPO法人有機農業推進協会から提出されている意見書について農林水産大臣が読んだか否かの確認

亀井亜紀子君（立民）

- (1) 平成30年4月に廃止された主要農作物種子法（以下「種子法」という。）に関する認識

- (2) 廃止された種子法の規定をカバーしているとされている種苗法第 61 条の具体的内容
- (3) 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）第 8 条第 4 号で規定されている種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に係る運用状況
- (4) 種苗法の一部を改正する法律案関係
 - ア 法改正がいちごの登録品種の種苗代及び自家増殖の許諾料の水準に与える影響
 - イ 法改正により登録品種について一括して許諾を受ける J A 等の団体が支払う許諾料の見込み
 - ウ 有機農業における登録品種の自家増殖を育成者権の効力の例外とする必要性
 - エ 自家増殖を育成者権の効力の例外とする品目を設定しない理由

田村貴昭君（共産）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 法律案の内容についての農業者への説明の状況
- イ 自家増殖の一律許諾制により我が国で開発された優良品種の海外流出を防止できるとする政府の主張の妥当性
- ウ 改正後においても海外で品種登録をしていない品種が持ち出された場合に対抗処置がないことの確認
- エ 平成 27 年度の調査以外で自家増殖の実態を示す調査の有無
- オ 有機農業における登録品種の自家増殖の状況
- カ 法改正により自家増殖に許諾が必要となる植物種の数
- キ 登録品種を利用している農業者が自家増殖に係る許諾手続を求められる可能性
- ク これまで自家増殖に係る許諾を求めてこなかった登録品種の育成者権者が、法改正後、許諾及び許諾料を求める可能性

（参考人に対する質疑）

野中厚君（自民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 法律案の改正内容に対する両参考人の評価、期待又は懸念
- イ 経営規模の観点から自家増殖を選択する判断基準についての横田参考人の見解
- ウ 登録品種の自家増殖に許諾料が発生することについての横田参考人の見解
- エ 許諾料が発生したとしても自家増殖を選択する判断基準についての横田参考人の見解

稲津久君（公明）

- (1) 横田参考人において作期分散による経営を継続する意思及び今後の品種開発への期待
- (2) 種苗法の一部を改正する法律案関係
 - ア 各都道府県が育成した稲の登録品種の割合が高いことについての印鑰参考人の見解
 - イ 自家増殖の許諾制への移行に伴い生じると懸念される手続上の負担についての横田参考人の見解
 - ウ 適切な許諾料の目安についての印鑰参考人の見解
- (3) スマート農業についての横田参考人の見解

亀井亜紀子君（立民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 自家増殖と海外流出が結びつけられていることについての横田参考人の見解
- イ 登録品種を自家増殖している農家の割合についての横田参考人の感覚
- ウ 穀類等の主要農作物や有機栽培について自家増殖を認めることについての両参考人の見解
- エ 現行制度における自家増殖禁止品目拡大と外国法人による品種登録増加との関係についての印鑰参考人の見解
- オ 特性表を活用した推定制度の導入に伴い農家が委縮して在来種が減少するような影響の有無についての印鑰参考人の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) 公的機関による種子の開発及び供給についての横田参考人の評価
- (2) 多国籍農業関連企業の動向及び種子法の廃止等一連の政策に対する印鑰参考人の見解
- (3) 種苗法の一部を改正する法律案関係
 - ア 自家増殖の許諾制の導入により農家に不利益がもたらされる懸念についての両参考人の見解
 - イ 一律の許諾制により個別の品種で想定される影響についての印鑰参考人の見解
 - ウ 農林水産省の登録品種データベース等を出典として各都道府県での稲の登録品種の割合等の資料を自身で作成したことについての印鑰参考人の考え
 - エ 種苗の海外流出を防止するための手段についての両参考人の見解

藤田文武君（維新）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 小規模農家に対して自家増殖の許諾料を免除する必要性及び免除の基準としての経営規模についての両参考人の見解
- イ 種苗事業に関して公共が大半を担うべきであるとしている印鑰参考人の認識の確認
- ウ 育成者権の強化が国内の品種開発のインセンティブ向上につながる可能性についての印鑰参考人の見解
- エ 育成者権の強化は農業者を増加させる政策とセットであれば許容できる範囲かの印鑰参考人の見解
- オ 法改正が自家増殖の技術衰退に繋がる可能性についての両参考人の見解
- カ 許諾料の発生により種子の市場コストが下がる可能性についての両参考人の見解
- キ 海外での品種登録以外で海外流出を防止する手段についての印鑰参考人の見解

玉木雄一郎君（国民）

- (1) 種苗法の一部を改正する法律案関係
 - ア 改正内容に関する農家等への認識の広がり状況についての両参考人の見解
 - イ 農家における規範意識の変化についての横田参考人の認識
 - ウ 横田参考人が自家増殖している品種のうち登録品種の種類
 - エ 公的試験研究機関による品種開発に対する横田参考人の農家としての期待
 - オ 印鑰参考人が調べた産地品種銘柄での登録品種のうち公的試験研究機関が育成者権者になっている割合
- (2) 種子法を復活させる必要性についての印鑰参考人の見解